青森市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(可決)

右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十六年十一月二十六日

青森市議会議長様

提 賛 成 出 IJ IJ IJ IJ 者 者 青森市議会議員 青森市議会議員 IJ IJ IJ IJ 赤 斎 木 小 渋 藤 田桐 木 藤 下 原 谷 憲 長 浩 金 \equiv 雄 義 平 勲 靖

IJ

IJ

橋

本

尚

美

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例

人」に改め、同項第四号中「十人」を「九人」に改める。 第二条第二項第一号中「十一人」を「九人」に改め、同項第二号中「十人」を「九人」に改め、同項第三号中「十人」を「八 青森市議会委員会条例(平成十七年青森市条例第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

常任委員会の委員の定数を改正するため、提案するものである。

青森市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について(可決)

右の議案を別紙のとおり会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十六年十一月二十六日

青森市議会議長様

賛 成 者 青森市議会議員 小田桐 金提 出 者 青森市議会議員 渋 谷

赤木 斎 藤 木 下 藤 原 憲 長 浩 \equiv 雄 義 平 勲 靖

IJ

IJ

橋

本

尚

美

IJ

IJ

IJ

IJ

IJ

IJ

IJ

IJ

青森市議会会議規則の一部を改正する規則

青森市議会会議規則(平成十七年青森市議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表議会広報広聴委員会の項を削る。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

るものである。

地方自治法第百条第十二項の規定による協議又は調整を行うための場としての議会広報広聴委員会を廃止するため、提案す